

睦沢町立こども園・小中学校感染症対策ガイドライン

～新型コロナウイルス感染症～

【第9次改訂版】

睦沢町教育委員会

令和4年7月5日

目次

～本ガイドラインについて～	1
1 校（園）内体制の整備	2
2 連絡体制の整備	2
3 家庭との連携	2
4 健康観察の徹底	3
5 基本的な感染症対策の徹底	5
6 教育活動上の留意点	12
7 感染者等が発生した場合の対応	12
8 児童生徒等に対する正しい知識等の指導	25
9 教職員等の感染予防の徹底	26

～本ガイドラインについて～

本ガイドラインは、文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」、千葉県「新型コロナウイルス感染症学校における感染症対策ガイドライン」等を踏まえ、睦沢町教育委員会として、こども園、学校における感染リスクを可能な限り低減した上で、学校等運営を継続していくための指針を示すものです。

なお、本指針は、今後の状況を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合があります。

また、本ガイドラインに記載していない事項については国県のガイドライン等に準じます。

1 校（園）内体制の整備

こども園、小中学校（以下、「学校等」という。）においては、新型コロナウイルス感染症対策に当たる対策本部を校（園）内に設置、学校等全体で感染対策に取り組む体制を整備する。

（1）校（園）内の対策本部の役割

平時：感染対策の検討・実施。地域感染状況の把握。

園児・児童生徒（以下、「児童等」という。）及び教職員の健康状況確認等。

感染者等発生時：対応の総括・指示、保健所との連絡、情報発信等。

（2）校（園）内の対策本部の設置

既存の企画委員会等を利用して設置する。

2 連絡体制の整備

（1）関係機関への連絡

あらかじめ、保健所、教育委員会、学校医等の緊急連絡先一覧を作成し、教職員間で共有する。

（2）教職員への連絡

緊急時の連絡網やメール配信など、休日や夜間等の連絡方法を明確し、教職員間で共有する。

校（園）長は、教職員が感染者となった場合など、休日や夜間等の連絡先が必要になった場合に備え、可能な範囲で把握しておく。

（3）保護者、児童等への連絡

保護者への連絡体制（メール配信等）による。また、学校のホームページを活用した情報提供方法を検討する。

3 家庭との連携

児童等の感染経路として、家庭から学校等に感染を広げないよう、各家庭の理解と協力を得る。

（1）健康観察、登校（園）の判断

□児童等は、毎朝、登校（園）前に検温及び風邪症状の確認を行う。同居の家族にも、毎朝、検温等の健康状態の確認を依頼する。

□児童等は、発熱や風邪症状がある場合は、自宅で休養する。また、同居の家族に発熱や風邪症状がある場合も、登校を控えるように依頼する。

□以下の場合、PCR検査等の結果がでるまで登校（園）を控えるよう依頼する。

- ・同居の家族が、濃厚接触者に特定されPCR検査等を受ける場合
- ・児童等又は同居の家族が、濃厚接触者ではないが医師、保健所、会社等の指示、または感染が疑われる場合でPCR検査等を受ける場合。（身近に感染者はいないが自主的に検査を受ける場合は除く。）
- ・同居の家族が濃厚接触者に特定されたが無症状であり、濃厚接触者以外の人々の体調に問題ない（風邪症状等が無いこと）場合は、登校（園）を可能とする。

（2）休日や学校外の活動

□学校等の外でも、換気が悪く人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける。

□学校等の外の私的な活動や交流等に際し、十分な感染対策が講じられているか確認し、行動する。

□感染経路の不明な感染者数が増加している場合は、不要不急の外出を控える、仲の良い友人同士での飲食店や遊興施設でのマスクを外した会話やの家庭間の行き来を控える、家族ぐるみの交流による感染を控えるなど、学校等を通じた人間関係の中で感染が広がらないように注意する。

（3）家庭から学校等への連絡

以下の場合、速やかに学校等へ連絡するよう依頼する。

- ・児童等が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は濃厚接触者に特定された場合（同居の家族が感染した等）
- ・同居の家族が、濃厚接触者に指定されPCR検査等を受ける場合
- ・児童等又は同居の家族が、濃厚接触者ではないが医師、保健所、会社等の指示、または感染が疑われる場合でPCR検査等を受ける場合。（身近に感染者はいないが自主的に検査を受ける場合は除く。）

4 健康観察の徹底

(1) 家庭における登校（園）前の検温・風邪症状等の確認

□ 児童等は、毎朝登校前に、家庭で検温と風邪症状の確認を行い、発熱や風邪症状がある場合は、自宅で休養することを徹底する。

* 毎朝、児童等の健康状態等について、家庭で「健康観察カード」または「マチコミ」に記入し、登校（園）時に学校等へ提出する。

* 同居の家族も毎朝検温していただき、体調で変わったことがあれば学校等へ伝えていただく。また、地域で感染者数が増加している場合で、同居の家族に発熱や風邪症状がある場合は、児童等は登校（園）を控えるよう依頼する。

□ 以下について、保護者へ周知しておく。

【発熱等がある場合の相談】

・ 発熱等の症状がある場合は、まずは、日ごろ通院している医療機関か自宅近くにある医療機関で相談する。

（直接、医療機関を受診せず、事前に必ず電話で相談すること）

・ かかりつけ医がない等、相談先に困った場合は、下記【相談窓口】に電話で相談する。

・ 次の〈相談・受診の目安〉にあてはまる場合は、すぐに相談する。

〈相談・受診の目安〉

少なくともいずれかに該当する場合は、すぐに相談する。

◆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

◆ 基礎疾患等があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合

◆ 上記以外で、発熱や咳など、比較的軽い風邪症状が続く場合

（症状が続く場合は必ず相談。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合はすぐに相談。解熱剤等を飲み続けなければならない場合も同様）

・ 小児は小児科医による診察が望ましいとされ、かかりつけ小児科医療機関や「千葉県発熱相談コールセンター」に相談する。

（ただし、検査についてはこれまでどおり医師が個別に判断する。）

【相談窓口】（かかりつけ医がない等、相談先に困った時）

◆発熱相談センター

- ・千葉県発熱相談コールセンター
- ・千葉市・船橋市・柏市の各相談センター

◆市町村役場（千葉市・船橋市・柏市を除く）

◆発熱相談医療機関

※各相談窓口の電話番号等は千葉県ホームページ参照。（「電話相談窓口（コールセンター）等について」のページを参照。）

- ◆ワクチンを接種した後、身体に異常を感じたり、体調不良が続いたりする場合は、「千葉県新型コロナワクチン副反応等専門相談窓口（下記参照）」または医療機関に相談する。

【千葉県新型コロナワクチン副反応等専門相談窓口】

電話番号：03-6412-9326

受付時間：24時間（土・日・祝日含む）

(2) 学校等における登校（園）時の健康状態の確認

毎日、登校（園）時、教職員等は児童等の健康観察カードを見て、発熱や風邪症状がないことを確認する。カードを忘れた、家庭で確認できなかった、あるいは、再度確認したい児童等へは、学校等が定めた場所で検温し、風邪症状の確認を行う。また、感染者発生時等に備え、健康観察の記録は翌年度まで確実に保管する。

学校等で（登校（園）時を含む）児童等の発熱や風邪症状等を確認した場合

- ・児童等の発熱や風邪症状等の体調不良を把握した場合は、そのまま教室等に居続けさせることなく、校（園）内の所定の場所にて担当職員が検温や問診等の体調確認を行う。
- ・帰宅するまでの間、学校等にとどまる場合は、他の人との接触を可能な限り避けられるよう、症状を考慮した上で、別室で待機させる等配慮する。
- ・発熱や風邪症状等の児童等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養させる。
- ・必要に応じて受診を勧め、その後、受診や検査の状況を確認する（受診の際は、【発熱等がある場合の相談】を参考に、事前に必ず医療機関へ電話で相談するよう伝える。〈相談・受診の目安〉にあてはまる場合はすぐに相談するよう伝える）。

5 基本的な感染症対策の徹底

学校医・学校薬剤師等と連携し、保健管理体制を整えるとともに、教育活動全般を通じ、適切な消毒や清掃により、環境衛生を良好に保つよう努める。

対策の主なポイント

- ◆ウイルスを含む飛沫が、目、鼻、口の粘膜に付着するのを防ぐ。
- ◆ウイルスが付着した手で、目、鼻、口の粘膜と接触するのを防ぐ。

〈対策別〉

・石けんによる手洗い

- 登校（園）直後、トイレ使用后、共用の教材・教具・情報機器などを使用する前後、昼食前後、戸外での活動前後等こまめに行う。
 - *特別教室等への移動、廊下等を歩く場合は、できるだけ壁や手すり等を触らないよう注意喚起する。
 - *手洗いを行う前に、目や顔を触らないように注意喚起する。
 - *手洗いの場の数が不十分な場合もあることから、授業前後等は手洗い時間に配慮する。
- 手洗い場には、石けん等を配置し、児童等が手洗いできる環境を整備する。
- 手指用アルコール消毒液は、流水での手洗いができない際に補助的に用いられるものであることから、まずは、石けんによる手洗いを徹底し、手指用アルコール消毒液を設置できる場合には、補助的に使用する。

・咳エチケット

- マスクの着用
 - ・マスクは正しい方法で着用する。（鼻と口を覆う。）
 - ・最も高い効果があるとされる不織布マスクを着用することが望ましい。
 - ・身体的理由で不織布マスクの着用が困難な場合もあることから、マスクの種類による偏見や差別が生じないように十分配慮する。
 - ・マスクの取り外しについては、活動の態様や児童等の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応する。特に基礎疾患を有するためマスクの着用が困難である等の場合は、主治医や学校医とも相談の上、適切に対応する。
 - ・マスク着用時は、のどが渇かなくても定期的に水分補給する等、脱水や熱中症に注意する。
 - ・マスクは原則家庭で準備することとするが、マスクを忘れた児童等に対応できるよう、学校等は可能な限り、予備用のマスクを準備しておく。

- ・無症状の感染者も他者へ感染させる恐れがあるので、学校教育活動等においては、身体的距離が十分にとれないときは、飛沫を飛ばさないよう、次の場合を除いて基本的にマスクを着用する。

マスクを着用する必要がない場合

- ◆十分な身体的距離（2 m以上を目安）が確保できる場合。
 - ◎屋内において
 - 他所と身体的距離がとれて、会話をほとんど行わない場合
 - ◎屋外において
 - ・他者と身体的距離が確保できる場合
 - ・他者と身体的距離が確保できない場合であっても、会話をほとんど行わない場合
- ◆気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日（熱中症などの健康被害が発生する恐れがある場合）。熱中症への対応を優先する。
 - ◎児童等本人が暑さで息苦しいと感じた時などは、マスクを外したり、一時的に片耳だけにかけて呼吸するなど、本人の判断でも適切に対応できるよう指導する。
- ◆体育の授業及び運動部活動
 - ◎運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。
 - ◎呼吸が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、児童等の体調の変化に十分注意すること。
 - ◎運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を踏まえた取組を行うなどの工夫を検討し、必要な対応を取る。
- ◆登下校中
 - ◎熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時にマスクを外すよう指導するなど、熱中症対策を優先し、マスクの着用は必要ない。
 - ◎小学生など、自分でマスクを外す判断が難しい年齢の子供へは、登下校時には屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導が必要。その際に、人とできるだけ距離を空ける、近距離での会話を控えることについても併せて指導する。
- ◆こども園については発達段階に応じた対応とする。

・学校等施設や用具等の清掃及び消毒

普段の清掃及び消毒は、通常のコソ掃活動の中に、ポイントを絞って消毒の効果を取り入れる。児童等の手洗いが適切に行われている場合には、必要に応じた作業のみとし、過度な消毒作業とならないよう留意する。

また、「新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含む家庭用洗剤」等を用いて、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えない。

- 大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、1日1回水拭きした後、消毒用エタノール、新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含む家庭用洗剤、次亜塩素酸ナトリウム消毒液（0.05%）、一定の条件を満たした次亜塩素酸水や亜塩素酸水（以下、「消毒液」という。）による消毒を行う。
- 手順は、水拭きした後、消毒液を浸したペーパータオルで拭く。次亜塩素酸ナトリウム消毒液の取扱については、室内の換気等に十分注意する。
- 共用の教材等は児童等及び教職員ともに、使用前後の手洗いを徹底するものとし、使用の都度の消毒は不要であるが、1日1回程度、消毒を行うものとする。
- トイレや洗面所は消毒液を用いて、通常のコソ掃活動の範囲で清掃する。（特別な消毒作業は不要）
- 机、椅子は、ウイルスキラーや消毒液を噴霧した後、ペーパータオル等で拭き取る。
- 使用した清掃用具（ほうきやちりとり）など、衛生状態を保ち、劣化に注意する。
- 次亜塩素酸ナトリウム消毒液やアルコールによる消毒は、児童等に行わせない。ただし、手指消毒用のアルコールは、この限りではない。
- 人がいる環境で、空間噴霧しない（吸入や目・皮膚への付着による健康被害の恐れあり）。
- また、希釈した消毒液の誤飲等がないように、容器に消毒液であることを明記し、児童等の手が届かない場所に置く。
- 消毒作業は毎日のことであり、一部の教職員にのみ負担がかからないよう、教職員が分担して実施する。

・換気

- 可能な限り、常時2方向の窓（やドア）を同時に開けて換気を行う。（冷暖房使用時であっても換気は必要）。
また、常時換気が難しい場合は30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にする。それも難しい場合は、少なくとも休み時間ごとに窓を全開にする。
- 換気に伴う寒さ等に対しては衣服で調節することとし、児童等及び教職員に十分周知しておく。
- 窓のない部屋では、常時、入り口を開けておいたり、換気扇を用いたり、扇風機等で部屋の外に空気が流れるようにする等、換気に努める。
- バス等を利用する場合は、児童等の状況に配慮しつつ、定期的な窓開け等による換気を行う。
- 冬場は空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなるため、徹底して換気に取り組む。
- 換気に伴い、夏場等は必要に応じ、可能な範囲で蚊対策等を行う。

・児童等同士、教職員－児童等の身体的距離の確保

換気や咳エチケットを行った上で、

- 児童等の間隔を、おおむね1～2mを目安に、学級内で最大限の間隔をとるように座席の配置をする。
- 対面とならないような形で教育活動を行うことが望ましい（授業・給食等）。
- 座席等を使用しない場合であっても、身体的距離を、おおむね1～2mを目安に確保して対応することが望ましい。
- スクールバスについては、通路側の席を空けて乗車する等して、児童同士等の身体的距離の確保に努める。また、スクールバス内は適宜、ヴァイラスキラーや消毒液で消毒を行う。
- こども園については発達段階に応じた対応とする。

・その他

- トイレ内はよく換気する。フタがあるトイレの場合はフタを閉めて水を流す。
- 医療的ケアを必要とする児童等や基礎疾患を有する児童等については、主治医や保護者等と連携を密にし、より慎重な対応を行う。

〈場面別〉

・登下校

- 登下校時間帯に校門や昇降口（玄関前）での密集が起こらないよう工夫する。
 - 下校途中、3つの密を避けて速やかに自宅等に帰り、立ち話や寄り道等をしないよう指導する。帰宅後、石けんによる手洗いと洗顔を行うよう指導する。
 - スクールバスを利用する児童等にあつては、乗車時に手指消毒を行う。乗車中は会話を控える。保護者による車での送迎も可能とする。
 - 夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中で、マスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなる恐れがある。このため、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い時には、屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すよう、積極的に声をかける等の指導を行う。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについての指導も行うこと。小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子どもへは、特に配慮し、積極的に声かけを行うこと。その際に、人とできるだけ距離を空ける、会話を控えることも併せて指導する。
 - *暑さ指数（WBGT）とは、気温・湿度・輻射熱の3つを取り入れた指数で、熱中症の発生と関連している。
- 環境省ウェブサイト<https://www.wbgt.env.go.jp> で検索。
- こども園については発達段階に応じた対応とする。

・各教科活動等

- 教室等は、可能な限り、常時、2方向の窓（やドア）を同時に開けて換気を行う（冷暖房使用時であっても換気は必要）。
また、常時換気が難しい場合は30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にする。それも難しい場合は、少なくとも休み時間ごとに窓を全開にする。
- 児童生徒及び教職員は飛沫飛散防止のため、基本的にはマスクを着用し（マスクを着用する必要がない場合等についてはP7参照。）、児童生徒と可能な限り身体的距離を、おおむね1～2mを目安に確保する。
- マスク着用時は、のどが渇かなくても定期的に水分補給をする等、脱水や熱中症に注意する。
- 共用の教材等は児童等及び教職員ともに、使用前後の手洗いを徹底するものとし、使用の都度の消毒は不要であるが、1日1回程度、消毒を行うものとする。

- 特別支援学級における自立活動の指導等については、児童等との身体的接触がやむを得ないことから、例えば、児童等にかかわる者を限定する等、指導方法や内容を工夫する。
- こども園については発達段階に応じた対応とする。
- 感染対策を講じてもなお感染のリスクが高い教育活動については、地域の感染状況に応じて、その実施方法を検討することとし、感染が拡大局面にある場合には実施しないことも含め、慎重に判断する。具体的な対応については、国県等の関連通知によるものとする。
- 熱中症のリスクの高い場面における児童等への指導に当たり、職員は率先してマスクを外すようにするとともに、児童等に対し、熱中症が命に関わる重大な問題であることとその危険性を適切に指導し、併せて、保護者等にたいしても理解・協力を求める。

・給食及び昼食

- 給食の配膳を行う児童等及び教職員は、手洗いを徹底し、マスクを着用し、ビニール手袋を使用する。また、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等を、点検表を用い毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を変えるなどの対応をとる。
- 配膳用の割烹着や帽子は、清潔に保つ。
- 給食当番だけでなく、全ての児童等が、食事前の手洗いを徹底する。
- 食べる際は、飛沫飛散防止のため、会話を控える等の対応をとる。
- 中学校のランチルームでは、身体的距離を保ち、時間差を設けたり、場所を分散したりするなどの工夫をすれば利用できる。

・休憩時間

- 教室等の窓（やドア）を大きく開放し、十分な換気を行う。
- 特別教室やグラウンド等での活動後やトイレ使用后、手洗いを徹底する。
- 3つの条件（密閉、密集、密接）が発生しやすい場面であり、休み時間中の行動について、必要に応じてルールを設定する等、指導の工夫をする。

6 教育活動上の留意点

(1) 部活動

活動前の健康観察、感染症対策を行った上で、通常の活動を行う。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は、慎重に検討判断する。

また、対外試合等については、感染状況に応じて発出される国県の通知を参照する。

(2) クラブ活動・児童会・生徒会活動

活動日や運営方法等について検討し実施する。

(3) 学校等行事

ア 運動会、遠足、校外学習等の行事や校外での活動（宿泊を伴うもの）は、時期や運営方法等について検討し実施する。

イ 健康診断は、学校医、学校歯科医、関係機関等と実施時期や実施方法等について十分協議した上で、実施する。

(4) 保護者会、コミュニティ・スクール等

開催する場合は、当日説明する内容などを文書等であらかじめ保護者、関係者等に伝え、短時間で開催する。その際、参加者には、感染予防策（検温、記名、マスクの着用等）に理解と協力を依頼する。

主催者は、換気及び身体的距離の確保などの感染予防対策を講じなければならない。

ただし、会議等の開催には、事前に実施の可否を十分に検討することを求める。

(5) こども園・放課後児童クラブの利用の判断

小中学校と同様の判断とする。ただし、国等の通知がある場合は、状況に応じて判断をする。

7 感染者等が発生した場合の対応

学校等は、児童等又は教職員、及び同居の家族等が、感染者又は濃厚接触者である旨を把握した場合には、当該児童等、教職員の居住地域を所管する保健所に、感染者又は濃厚接触者（必要に応じて）に対する今後の対応を確認する。

以下のチェック項目を参考に、対策本部を中心に教職員で分担して対応にあたる。

(1) 感染者が発生した場合の対応

ア 初動対応

【児童等又は教職員の場合】

- 感染者の発生を把握後、管理職は速やかに教育委員会に電話報告する。
併せて専用様式にてメール報告する。
小中学校 → 町教育委員会 → 町総務課、東上総教育事務所、文部科学省
こども園 → 町教育委員会 → 町総務課
- 対策本部の招集、全教職員への連絡を行う。
- 感染者本人に関わる情報を速やかに収集する。
- 保健所の指導の下、本人のプライバシーに配慮し、学校等が把握できる範囲で、発症日を除く前2日間の行動履歴等を時系列で速やかに整理する。
児童等の場合：健康状態（発症日、症状等）、クラス、部活動、出席状況、発症2日前の行動履歴、放課後児童クラブ、兄弟関係、家族構成等
教職員の場合：健康状態（発症日、症状等）、教科、クラス、部活動、分掌、勤務状況、発症2日前の行動履歴、家族構成、校外活動状況等
- 保健所との窓口は、原則、管理職とし、保健所へ連絡する。
- 保健所の指導の下、対策本部は町教育委員会と連携して、今後の対応を検討する。
- 町教育委員会は学校医等へ感染者発生を報告する。
- 学校等は保健所が行う「濃厚接触者や検査対象者（以下、「濃厚接触者等」）の特定」に協力する。
- 学校等は保健所の指導や町教育委員会の協議の下、感染者本人の行動履歴に基づき、児童等及び教職員の接触者のリスト等を速やかに作成する。
また、必要であれば保健所にも情報提供を行う。

〈提供資料例〉

関係者名簿（クラス別、授業別、部活動別、教職員、マスクを外して接触した者※）、健康観察記録（児童等及び教職員）、校内（園）の感染対策状況（マスクの着用状況、昼食時の様子、消毒、手洗い等の状況）、座席表、時間割表、校（園）舎配置図、学校等行事にかかる資料、スクールバス乗車名簿 等

※食事を共にした、体育や部活動を共にした等

○濃厚接触者等の特定について

- ①当該感染者に対する濃厚接触者の特定について、管轄の保健所と協議する。
- ②（①が難しい場合）本人、保護者、周辺の友人等の関係者からの聞き取りを行い、本人の同意を得た上で、以下に示す基準（※1）に基づき濃厚接触者の候補範囲を特定し（濃厚接触者の候補者の特定）、候補者リストを管轄の保健所に提示する。保健所の認定により、濃厚接触者としての特定がなされる。
- ③（②が難しい場合）本人、保護者、周辺の友人等の関係者からの聞き取りを行い、本人の同意を得た上で、必要に応じて、町教育委員会と協議し、濃厚接触者の候補を特定する。

※1〔濃厚接触者の候補となる範囲を特定する基準〕

濃厚接触者の候補の範囲は、発症日を除く前2日間において、以下のいずれかに該当する者とする。

- ・感染者と同居又は長時間の接触があった者
- ・適切な防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスク無しで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある。）
- ・手で触れることができる範囲（目安として1メートル）で、必要な感染予防対策なし（マスクの着用が不適切な状態を含む）で感染者と15分以上の接触があった者。（ただし、周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する。）

○臨時休業の判断について

町教育委員会は、感染者が発生した場合、保健所や学校等により濃厚接触者が特定されるまでの間、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の可否を判断し、必要とされる場合は臨時休業を実施する。

【休業1】感染者発生～保健所による濃厚接触者の特定まで

感染者発生から濃厚接触者の特定まで、まずは学年全体を臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、学校等全体の臨時休業）の可否を検討する。ただし、感染が広がる可能性が低い場合には、臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、学校等全体の臨時休業）を行わない場合もある。

【休業2】濃厚接触者特定後、学校等の中で感染が広がる恐れが低いと判断されるまでの間

学校等と町教育委員会の協議の上、臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、学校等全

体の臨時休業)の判断をする。

※休業の期間については、臨時休業の開始から概ね数日～5日間程度(土日祝日を含む。)を目安とする。

○臨時休業の条件について

ア 学級閉鎖

以下のいずれかにこの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ①同一の学級において複数の児童等の感染が判明した場合
 - ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
 - ④その他、学校(園)長と町教育委員会との協議により必要と判断した場合
- ※学校等に2週間以上来ていない者の発症は除く。

・学級閉鎖の期間としては、5日程度を目安に児童等の健康状態等を判断する。

イ 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内に感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

ウ 学校等全体の臨時休業又は学部閉鎖

複数の学年を閉鎖するなど、学校(園)内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校等全体の臨時休業を実施する。

エ 部活動の停止措置

特定の部活動で感染者や濃厚接触者が複数見られ、部活動内で感染が広がっている可能性が高い場合、当該部活動の停止措置をとる。また、アからウまでの休業を実施する場合は、感染者の参加状況等を踏まえた上で、所属する部活動の停止措置をとる。

オ 濃厚接触者等の出席停止等の措置

濃厚接触者等として特定された児童等については、出席停止の措置をとる。濃厚接触者等が教職員である場合には、職務の専念義務の免除により出勤させないようにする。

この場合において、濃厚接触者については最終接触日の翌日から7日間の出席停止又は職務に専念する義務の免除の措置をとる。検査対象者については、検査で陰性が確認された場合に、出席停止等の解除の措置をとる。なお、検査を実施しない検査対象者の出席停止等の解除の措置については、

当該児童等や教職員の健康状態をもとに判断する。

- 臨時休業を行う場合等は、マチコミ等を活用して、児童等の自宅待機等について連絡するとともに、教職員は臨時休業中の健康観察や学習内容（オンライン授業等）を連絡する。
なお、学校運営等に影響がない場合、マチコミ等での連絡は不要だが、感染者や濃厚接触者には直接連絡をする。
- 感染者は保健所の指示に従う。保健所が指示する期間、学校保健安全法第19条に基づく出席停止とする。教職員の服務は、P23参照。
なお、こども園についてはその他規定による。
- 感染者の家庭と連絡を取り、状況に応じて支援を行う。
- 他の児童等及び教職員の健康状態を改めて確認するとともに、欠席者等の受診・PCR検査等の状況を把握する。
- 学校医等へ感染者の発生を報告する。
- 必要な場合は、放課後児童クラブや放課後デイサービスへ連絡する。
- 教職員の勤務体制を整備する。（教職員に濃厚接触者がいる場合を想定する。）
- 報道対応の窓口を決定し、教育委員会と連携し情報を収集・整理する。

イ その他

【児童等又は教職員の場合】

- 感染拡大防止の必要上、感染者が明らかになることもあるが、その場合においても、差別・偏見・いじめなどの対象とならないよう、十分な配慮や注意を行う。
- 続報（濃厚接触者の特定状況・検査結果、臨時休業の実施有無等。）を電話報告する。
こども園・小中学校→ 町教育委員会 → 町総務課
- 濃厚接触者等への適切な対応を実施する。
- 保健所や学校等から、濃厚接触者とされた者は、自宅待機を行い、保健所や学校等の指示に従う。
- 保健所の指導の下、次亜塩素酸ナトリウム消毒液（0.05%）又は消毒用エタノール又は遊離塩素濃度25ppm（25mg/L）以上の亜塩素酸水消毒液を使用し、感染者本人の行動範囲を考慮し、接触箇所（可能性のある箇所を含む）等、校（園）内の消毒を行う。（必ずしも専門業者を

いれて施設全体を行う必要はない。)

- トイレについては消毒エタノール、次亜塩素酸ナトリウム消毒液(0.1%)又は遊離塩素濃度100ppm(100mg/L)以上の亜塩素酸水消毒液を使用し消毒する。
- 物の表面でのウイルス生存期間(およそ24~72時間)を考慮し、消毒ができていない場所や物は、立ち入りや使用を禁止するなどの処置も考えられる。

(2) 濃厚接触者が発生した場合

学校等には、通常、本人(や保護者)から濃厚接触者に特定された旨の連絡がされる。

【児童等又は教職員の場合】

- 濃厚接触者の発生を把握後、管理職は速やかに町教育委員会に電話報告する。併せて専用様式にてメール等で報告する。
こども園・小中学校 → 町教育委員会
- 濃厚接触者の発生を把握後、状況に応じて対策本部の招集、全教職員への連絡を行う。
- 保健所との窓口は原則、管理職とし、必要に応じて保健所へ連絡する。
- 対策本部は、その後、濃厚接触者本人の「感染」が判明した場合に、直ちに保健所へ情報提供し、速やかな濃厚接触者の特定につながるよう、本人の行動履歴に基づき、資料を準備しておく。

〈提供資料例〉

関係者名簿(クラス別、授業別、部活動別、教職員、マスクを外して接触した者※)、健康観察記録(児童等及び教職員)、校(園)内の感染対策状況(マスクの着用状況、昼食時の様子、消毒、手洗い等の状況)、座席表、時間割表、校(園)舎配置図、学校等行事にかかる資料、スクールバス乗車名簿 等

※食事を共にした、体育や部活動を共にした等

- 濃厚接触者は保健所の指示に従う。保健所が自宅待機などを求めた期間、学校保健安全法第19条に基づく出席停止とする。教職員の服務は、P23参照。なお、こども園についてはその他規定による。

- 濃厚接触者が、差別・偏見・いじめなどの対象とならないよう、十分な配慮や注意を行う。
- 必要に応じて、保健所の指導の下、他の児童生徒等の健康観察を行う。
- 必要に応じて、プライバシーに配慮し、関係する保護者等に連絡する。
- 症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされるが、必要に応じて、保健所等の指導の下、次亜塩素酸ナトリウム消毒液（0.05%）、遊離塩素濃度25 p p m（25m g /L）以上の亜塩素酸水消毒液又は消毒用エタノールを使用し、濃厚接触者本人の行動範囲を考慮し、接触箇所（可能性のある箇所を含む）等、校内の消毒を行う。
- 濃厚接触者のP C R検査等の結果が判明した場合
 - 陽性：（1）感染者が発生した場合の対応へ移行
 - 陰性：電話報告
 - こども園・小中学校 → 町教育委員会

（3）感染が疑われる者が発生した場合の対応

※医師や保健所の指示等により、新型コロナウイルス感染症を診断するためのP C R検査等を受ける者。

【児童等又は教職員の場合】

- 感染が疑われる者の発生を把握後、状況に応じて対策本部を招集し、必要に応じて全教職員への連絡を行う。管理職は町教育委員会に電話報告する。
- 対策本部は、その後、感染が疑われる者本人の「感染」が判明した場合に、直ちに保健所へ情報提供し、速やかな濃厚接触者の特定につながるよう、本人の行動履歴に基づき、資料を準備しておく。

〈提供資料例〉

関係者名簿（クラス別、授業別、部活動別、教職員、マスクを外して接触した者※）、健康観察記録（児童等及び教職員）、校（園）内の感染対策状況（マスクの着用状況、昼食時の様子、消毒、手洗い等の状況）、座席表、時間割表、校（園）舎配置図、学校等行事にかかる資料、スクールバス乗車名簿 等

※食事を共にした、体育や部活動を共にした等

- PCR検査等の結果が判明するまでの間の登校については、学校保健安全法第19条に基づく出席停止とすることが可能。教職員の勤務は、P23参照。なお、こども園についてはその他規定による。
- PCR検査等の結果が陽性だった場合は、速やかに(1)感染者が発生した場合の対応へ移行する。
- PCR検査等の結果、感染が確認されなかった場合の登(園)・出勤の可否については、医師・保健所等の指示に従う。
- 感染が疑われる者が、差別、偏見、いじめなどの対象とならないよう、十分な配慮や注意を行う。

【オミクロン株が主流の場合の学校の対応について】

○オミクロン株が主流の間の学校における濃厚接触者の特定等

令和4年3月に、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び文部科学省から、オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定、及びそのことに伴う学校の対応について、新たな方針が示され、千葉県においても、これに準じ、中学校・高等学校については「濃厚接触者」の特定を「感染リスクの高い者」の特定に替え、自宅待機を要請するなどの対応を行うこととしたため、町中学校もこれに準ずる。

なお、こども園、小学校は従来どおり「濃厚接触者」の特定を行う。

〔国の方針に伴う千葉県の対応方針〕（学校関係）

- ①中学校、高等学校については、保健所が介入しないため、濃厚接触者の特定ではなく「感染リスクの高い者」に替える
- ②幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校については、引き続き保健所による濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査を実施する。

○感染リスクが高い者の取扱いについて

- (1) 感染リスクが高い者の特定 感染リスクが高い者とは、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等（従来の濃厚接触者に相当する者）とし、特定のための判断に当たっては、以下の濃厚接触者特定の判断基準と同様とする。ただし、感染リスクが高い者の情報については、保健所へ提示しない。

<濃厚接触者特定の判断基準>

※1・患者と同居していた者

- ・適切な感染防護なしに患者を診察、看護若しくは介護していた者

- ・患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※2）で、患者と15分以上の接触があった者。（ただし、周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する。）

※2 単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスク着用が不適切な状態でなかったかも確認する

（2）感染リスクが高い者への対応

□ ①感染者本人を含む関係者からの聞き取りを行う。

例えば、次に示す事項について詳細に確認する。

- ・発症日（又はそれと認められる日。無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日。以下同じ。）
- ・受診、検査、陽性判明までの経緯（家族内での感染状況を含む。）
- ・発症日から、発症日を除く前2日間の詳細な行動履歴（いつ、どこで、誰と、何を、どのようにしていたか。感染リスクが高いと思われる行動については、特に詳細に聞き取り、その時間、身体的距離、マスクの着用状況等について確認する。マスクについては、着用の有無に限らず、適切な着用状況であったかについても確認する。）

□ ②感染リスクが高い者に対する自宅待機を要請する。

感染リスクが高い者の自宅待機期間は、濃厚接触者の自宅待機期間と同様の扱いとする。

- ・最終接触日から7日間出席停止等を求めるものとする。
- ・最終接触日より4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、5日目から解除を可能とする

○オミクロン株が主流の間の臨時休業の判断等について

令和4年3月に、文部科学省から、学校で感染が確認された場合の対応ガイドラインについて、オミクロン株が主流である間の当該株に対応した運用に当たっての留意事項が示され、保健所等による積極的疫学調査等が実施されない学校については、特段初期対応としての臨時休業を行う必要がなく、感染状況等に応じ、臨時休業の検討をすると示された。

このことから、オミクロン株が主流である間の臨時休業の判断等については、以下に示す方法等により取り扱うこととする。

また、学校における積極的疫学調査について、次のように方針が決定されたことから、「中学校」、「こども園、小学校」に分類し、主に保健所との連携の有無について差異を設けた取扱いを実施するものとする。

〔国の方針に伴う本県の対応方針〕（学校関係）

- ①中学校、高等学校については、濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査は実施しない。
- ②幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校については、引き続き保健所による濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査を実施する。

なお、いずれの方法であっても、学校の臨時休業については、現に学校で感染が広がっている可能性に対して、児童等の学びの保障の観点等に留意しつつ、可能な限り教育活動を継続することを基本とし、休業せざるを得ない場合であっても、まずは感染者が所属する学級の閉鎖を検討するなど、必要な範囲、期間において機動的に対応を行うことが重要である。

【中学校の場合】

（１）感染者が発生した場合の対応に係る考え方

学校で感染者が発生したことのみにもって、学級閉鎖等を実施する必要はなく、原則として教育活動を継続するものとし、学校内で感染が広がる可能性が考えられる場合に限り、教育委員会（委任を受けた学校長を含む。）は、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の要否を判断し、真に必要とされる範囲及び期間について、次の過程により臨時休業を実施する

（２）感染者が発生した場合の対応

①手順

ア 感染者発生後、速やかに感染者本人や関係者から聞き取り、感染リスクの高い者の有無等を確認するとともに、校内で感染が広がる可能性の有無を判断する。

i 校内で感染が広がる可能性がないと判断される場合

⇒感染リスクが高い者に対する外出自粛を要請する。

⇒学級閉鎖等を実施する必要はない。

ii 校内で感染が広がる可能性があるとして判断される場合

⇒感染リスクが高い者に対する外出自粛を要請する。

⇒以下の「学級閉鎖等の基準」を参考に、まずは学級閉鎖を

検討する。（真に必要となる最小限の範囲及び期間とする。）

イ 上記アの判断に基づき、臨時休業の必要性について判断する。

i 学級閉鎖

○以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合

②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合

③その他、学校長と教育委員会との協議により必要と判断した場合（※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。）

ii 学年閉鎖

○複数の学級を閉鎖するなど、学年内に感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

iii 学校全体の臨時休業又は学部閉鎖

○複数の学年を閉鎖するなど、学校内や学部内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業又は学部閉鎖を実施する。

iv 部活動の停止措置

○特定の部活動で感染者や濃厚接触者が複数見られ、部活動内で感染が広がっている可能性が高い場合、当該部活動の停止措置をとる。また、アからウまでの休業を実施する場合は、感染者の参加状況等を踏まえた上で、所属する部活動の停止措置をとる。

(3) 学級閉鎖等の期間及び解除の目安

全体として概ね数日～5日程度（土日祝日を含む。）を目安とするが可能な限り短期間とし、感染が広がる可能性がないと判断された場合には、速やかに閉鎖を解除する。

(4) 出席停止等の取扱い

児童等の出席停止等の取扱い及び教職員の場合の服務については、以下のとおりとする。なお、こども園についてはその他規定による。

状況		児童等の出席停止等の取扱い	教職員
1	感染が判明した場合	治癒するまで（保健所が指示する期間）、「 学校保健安全法第19条に基づく出席停止 」とする。	療養休暇（臨時的任用職員・会計年度任用職員は特別休暇）
2	濃厚接触者に特定された場合	保健所が自宅待機などを求めた期間（感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から7日間が基本）「 学校保健安全法第19条に基づく出席停止 」とする。	職務に専念する義務の免除
3	発熱や風邪症状が見られ自宅で休養する場合	「 学校保健安全法第19条に基づく出席停止 」とする。	特別休暇
4	児童生徒に症状等はないが、同居する家族に発熱や風邪症状が見られる場合	感染経路の不明な感染者数が増加している場合は、「 学校保健安全法第19条に基づく出席停止 」とすることが可能である。	特別休暇（当該職員が勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に限る）
5	同居する家族が濃厚接触者に特定されPCR検査等を受ける場合	PCR検査等の結果が判明するまで「 学校保健安全法第19条に基づく出席停止 」とすることが可能である。	特別休暇
6	児童生徒又は同居の家族が、濃厚接触者ではないが、医師や保健所の指示等でPCR検査等を受けた場合	PCR検査等の結果が判明するまで「 学校保健安全法第19条に基づく出席停止 」とすることが可能である。	特別休暇

7	医療的ケアが日常的に必要な児童や基礎疾患等のある児童が主治医や学校医に相談の上、登校すべきでないとは判断されて場合	「 非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日 」とする。	教職員本人に症状有：特別休暇（診断書等あれば療養休暇）
8	海外から帰国・再入国し、一定期間自宅等での待機を要請された場合	その期間は、「 学校保健安全法第19条に基づく出席停止 」とする。（その後、健康状態に問題がなければ登校可）	検疫法第16条第2項に規定する停留（これに準ずるものを含む）の対象となった場合：特別休暇
9	児童生徒に症状はないが保護者から感染が不安で学校を休ませたいと相談された場合	例えば、生活圏において感染経路不明の患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合、その他校長が必要と認める場合 →「 非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日 」とする。	/
10	ワクチン接種による副反応が出た場合	「 学校保健安全法第19条に基づく出席停止 」とすることが可能である。	職務に専念する義務の免除

11	児童等に症状等はないが保護者から感染が不安で学校を休ませたいと相談された場合	<p>例えば、生活圏において感染経路不明の患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合、その他校長が必要と認める場合</p> <p>→</p> <p>「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする。</p>	
12	県のPCR検査等無料化事業を受検する場合	<p>検査実施拠点は、稼業日以外も稼働しており、必ずしも稼業日に受検する必要はないことから、「欠席」とする。ただし、検査のうちPCR検査及び抗原定量検査の結果を待つために、やむ得ず出席できない場合に限り、上記11の対応を可とする。</p>	

(参考) 校長は、新型コロナウイルス感染症にかかっている、かかっている疑いがある、又はかかる恐れのある児童生徒があるときは、学校保健安全法に定める第一種感染症として、治癒するまで出席を停止させることができる。

【学校保健安全法第19条、令和2年1月31日付け文部科学省事務連絡より】

8 児童等に対する正しい知識等の指導

児童等が、新型コロナウイルス感染症及びその感染予防対策について正しい知識を身につけ、自らの感染リスクを避ける行動をとることができるよう、指導資料等を活用し、発達段階に応じた指導を行う。

* 『新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～』（令和2年4月 文部科学省）

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/08060506_00001.htm

〈指導資料・指導内容の例〉

- ・手洗いは接触感染を予防するのに効果があること。
- ・手洗いは正しい方法で行わないと予防にならないこと。

- ・飛沫感染を防ぐためにも、何もせずに咳やくしゃみをしたり、咳やくしゃみを手で押さえたりせずに、3つの咳エチケットを実践すること。
- ・感染症を予防するには、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること。
- ・私たち一人一人が、感染症を予防するためにできることをしっかりやっていくことが大切であり、自分の生活や体調を振り返り行動することが感染拡大防止にもつながること。
- ・3つの密「密閉」「密集」「密接」をしないようにすること。
- ・SNSで氾濫しているデマや誤った情報に惑わされないよう注意すること。
- ・心配なことがあったら、一人で抱え込まずに、周囲の人に相談すること。
- ・感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないこと。

9 教職員等の感染予防の徹底

多数の児童等と接する立場にあることから、日頃から体調管理に努め、職場はもとより職場外でも感染予防の徹底に努める。

特に、医療的ケアを必要とする児童等や基礎疾患を有する児童等と接する機会がある教職員においては、感染リスクの高い場所に行く機会を減ら等、一層の感染対策を行う。

- 教職員の感染経路の多くが「不明」である現状を踏まえ、教職員が学校等で感染を広げることがないように、職場外の活動においても、換気が悪く人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等、十分注意する。
- 毎日、出勤前に必ず検温と風邪症状の確認を行い、発熱や風邪症状がある場合は、出勤を控え、管理職へ報告する。
- 発熱等の症状がある場合は、まずは、日ごろ通院している医療機関か、自宅の近くにある医療機関に電話で相談する（直接、医療機関を受診せず、事前に必ず電話で相談すること）。 かかりつけ医がない等、相談先に困った場合はP5【相談窓口】に電話で相談する。
P5〈相談・受診の目安〉にあてはまる場合は、すぐに相談すること。
- 出勤時、管理職は、教職員に発熱や風邪症状のないことを確認する。
また、感染者発生時に備え、健康状態の記録を学校で保管する。
- 石けんを使用した手洗いの徹底を図る。（出勤後、授業や指導の前後、トイレ後、飲食の前後等）

- 無症状の感染者も他者へ感染させる恐れがあるので、飛沫飛散防止のため、マスクを着用するとともに、授業や指導等で児童等と接する際は可能な限り、身体的距離（1～2 mを目安）の確保に努める。
- 職員室、準備室、事務室等の換気（特に冬場は留意）、教職員の座席等の距離確保、共用のものや施設等の消毒を徹底する。
- 人が集まる会議等については、「密閉」「密集」「密接」及び「大声」をできるだけ避け、マスク着用及び換気の徹底に留意する。
- 教職員同士で、昼食等、飲食する場合においても、飛沫を飛ばさない座席配置とし、身体的距離がとれない場合は会話を控える、食事後等に歓談する際は、必ずマスクを着用する。
- 感染、濃厚接触者への特定、体調不良等により急遽出勤ができなくなる場合を想定して、日頃から教職員間で業務内容や学級の状況等を情報共有しておく等、休みを取りやすい環境を整える。
- 校（園）長は、妊娠中の女性教職員に対して、以下のホームページを参考にして、配慮する。

厚生労働省「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策」

- 教職員等と同居の家族も、「3つの条件が同時に重なる場」を避けることや、毎日の検温に協力していただき、体調で変わったことがあれば学校等へ伝えていただくことを推奨する。
- 外部からの来校者に対しては、来校（園）者名簿に、来校目的、氏名、緊急連絡先に加え、検温結果の記入をお願いするとともに、発熱や風邪症状が見られる場合には、校（園）内への立ち入りや教育活動等への参加を見合わせていただく。また、校（園）内では、マスク着用、手洗いや手指消毒等、感染症対策の徹底を依頼する。